

別紙

諮問第661号

答 申

1 審査会の結論

「入院に関わる全録画記録」を不存在を理由として非開示とした決定及び「診療録」を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇病院における〇〇に関する診療録の全部。入院にかかわる全録画記録（〇〇の診察風景・判定と、診察前に判定医と警察関係者皆様が〇〇についてお話ししている映像。その間〇〇が関係者と廊下で待機している映像もあれば全通しでお願いします。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年5月16日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）及び一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

DV加害者である〇〇氏は審査請求人に濡れ衣を着せたことを認めており、警察は審査請求人がストーカーではないと結論づけている。無実にもかかわらず、どのような嘘によって不当な措置入院決定を受けたのか知ることを希望するとともに、不当な措置入院決定の取下げを希望する。

警察や病院を使ったDVが社会的虐待のツールとして使われているという実態があり、この状況を明らかにするためにも本件非開示決定及び本件一部開示決定に対し審査請求を行う。

入院の決定に関わる警察の文書では、審査請求人は警察で暴れてもいないし、抵抗も一切していないにも関わらず、事実とは異なり、悪いことをしたかのように書かれている記述があり、そのことについて質問と訂正を求めたところ、その出典は病院であるので、病院に申請するようと言われた。

また、警察からは、〇〇氏から賠償を受けるようにとの旨言われたが、もし裁判を提起して〇〇氏に償いを迫っても、この不当な行政処分が訂正されなければ、〇〇氏に言い逃れをされてしまう。

措置入院決定に関わる診察時にも診察らしい診察はなかった。一生涯この誤った履歴では、私の就きたい職の基準を満たせず、受験資格が剥奪されたままとなる。撤回し、安心安全な暮らしを取り戻させてほしい。

イ 意見書

審査請求人は、DV加害者である〇〇氏からの被害のため、警察に弁明することもできないまま措置入院となってしまった。措置入院に関する診断書では、診察時間が1時間以上とされているが、実際には警察官が先に入りほとんどの時間を使っている。審査請求人が医師に話したことは「冤罪です、弁護士を呼んでください」ということとお辞儀をした程度であり、それを診察と呼ぶのなら数秒しかなかった。都からは診察内容を記した文書が送られてきたが、その内容は警察で冤罪を訴えた時のものであり、病院で話した内容ではない。

措置入院患者に関する法律が今後成立すれば、措置入院後の患者を退院後も見張ることがありうるようになり、濡れ衣を着せられたDV被害者女性が一生涯見張られ、生涯にわたって安心した尊厳のある生活が営めないことになり、耐えきれない。

不当に措置入院させられた事実を撤回してほしい。これは人権侵害である。

同様の被害にあっている人は後を絶たない。開示することにより、警察、医療機関を利用したDVがあることを証明するよう求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件非開示決定について

本件非開示決定については、条例の規定に基づき行っているものである。

ア 入院に関わる録画記録を作成及び取得していないこと

〇〇病院では、業務として入院に関わる録画記録の作成及び取得は行っていない。したがって、審査請求人の入院に関わる録画記録は存在しない。

イ 防犯カメラ上の録画記録を保有していないこと

〇〇病院では、院内の犯罪の防止及び犯罪が発生した場合に迅速かつ的確な措置を講ずる目的で防犯カメラを院内に設置している。

したがって、防犯カメラに審査請求人が撮影される可能性はある。しかし、当該防犯カメラにより審査請求人が撮影されたことがあるか否かは確認されておらず、審査請求人の録画記録を作成及び取得したことは確認されていない。

また、〇〇病院では、当該防犯カメラの録画機に記録された録画は、記録された時から一定期間（以下「当該保存期間」という。）の経過をもって、自動的に上書きされ、消去されることとなっている。

審査請求人の〇〇病院における診療は平成〇年〇月〇日をもって終診となっていることから、仮に当該防犯カメラにより審査請求人が撮影されていたとしても、審査請求人が本件開示請求をした時点（平成〇年〇月〇日）において、審査請求人が入院していた期間における録画記録は全て上書き、消去され、存在していなかった。

したがって、いずれにしても、〇〇病院は、本件開示請求の時点において、審査請求人の入院に関わる録画記録を保有していなかった。

ウ 条例の規定に基づき本件非開示決定を行っていること

実施機関は、上記ア及びイのとおり、審査請求人の入院に関わる録画記録が作成及び取得されておらず、存在しないことを理由として、本件非開示決定をした。

したがって、本件非開示決定に、違法又は不当な点はない。

(2) 本件一部開示決定について

本件一部開示決定では別表に掲げる本件対象保有個人情報のうち、同表の本件非開示情報1から3までを、以下の理由により非開示とした。

ア 本件非開示情報1について

本件非開示情報1には、審査請求人に対する緊急措置診察（以下「本件診察」という。）で、審査請求人について要措置と判断し、これを告知した精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名が記載されている。

指定医の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号により非開示とした。

また、措置入院制度は本人の意思に関わらず強制的に入院させる制度であることから、本人が当該措置に納得していない場合があることが一般的に想定される。当該指定医の氏名を開示することとなると、診療録における記載内容の真偽や詳細を確かめるため、審査請求人が当該指定医に対し、職務への干渉・妨害となるような行為を行うことも予想されるほか、これにより当該指定医が萎縮して診療録の記載内容を簡略化、消極化するなど、精神障害者の医療や保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、条例16条6号によっても非開示とした。

イ 本件非開示情報2について

本件非開示情報2には、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されており、これには、審査請求人以外の個人に関する情報や関係機関から提供された情報が含まれている。

当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号により非開示とした。

また、非開示とされた部分には、審査請求人以外の個人に関する情報のほか、関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が含まれている。当該情報を開示す

ることとなると、関係者又は関係機関における事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、〇〇病院と関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれることで、今後、患者の治療や支援等に関して十分・円滑に協力を得られなくなることも想定され、精神障害者の医療や保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、当該情報を開示することとなると、今後、開示を前提として診療録に関係者又は関係機関とのやり取りを記録しなければならなくなり、記録者が関係者又は関係機関の反応等を考慮して萎縮し、診療録の記載内容を簡略化、消極化するなど、措置入院制度の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、条例16条6号によっても非開示とした。

ウ 本件非開示情報3について

本件非開示情報3には、〇〇病院と関係者又は関係機関のやり取りに関する情報が記載されており、これには、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。

当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号により非開示とした。

また、関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を開示することとなると、関係者又は関係機関における事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、〇〇病院と関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれることで、今後、患者の治療や支援等に関して十分・円滑に協力を得られなくなることも想定され、精神障害者の医療や保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、当該情報を開示することとなると、今後、開示を前提として診療録に関係者又は関係機関とのやり取りを記録しなければならなくなり、記録者が関係者又は関係機関の反応等を考慮して萎縮し、診療録の記載内容を簡略化、消極化するなど、措置入院制度の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、条例16条6号によっても非開示とした。

したがって、本件一部開示決定に違法又は不当な点はない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月29日	諮問
平成30年12月18日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 2月15日	審査請求人から意見書收受
令和 元年10月 4日	新規概要説明（第197回第二部会）
令和 元年10月30日	審議（第198回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 措置入院について

措置入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号。以下「法」という。）27条1項では、都道府県知事は、法22条から26条の3までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない旨定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨定めている。

緊急措置入院については、法29条の2第1項において、都道府県知事は、急速

を要し、法27条、28条及び29条に規定する措置入院の手続によることができない場合で、指定医による診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨規定するとともに、法29条の2第3項において、その入院期間は72時間を超えることができない旨規定している。

イ 本件非開示決定及び本件一部開示決定について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が〇〇病院で本件診察を受けた際に作成された診療録及び録画記録の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求のうち、審査請求人の緊急措置入院に関わる全録画記録（以下「請求に係る録画記録」という。）を求める部分については、請求に係る保有個人情報が存在しないとして、本件非開示決定を行うとともに、本件開示請求のうち診療録を求める部分については、請求に係る対象保有個人情報として、別表に掲げる本件対象保有個人情報を特定し、同表の本件非開示情報1から3までがそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関の説明によれば、入院に関わる録画記録の作成及び取得は行っていないとのことであり、また、〇〇病院内に設置された防犯カメラに審査請求人が撮影されていたかどうかは確認されておらず、仮に撮影されていたとしても、記録時から当該保存期間の経過をもって、自動的に上書きされ、消去されることとなっているため、本件開示請求の時点では、請求に係る録画記録は存在していなかったとのことである。

本件診察に際して、審査請求人の行動を録画し、保存しているとみるべき事情は見当たらず、また、仮に、〇〇病院内の防犯カメラにおいて、本件診察の間、審査請求人が待機している姿が撮影されていたとしても、本件開示請求は審査請求人が本件診察を受けた平成〇年〇月〇日から3年以上経過して行われたものであり、当該保存期間を既に経過していたものであることを併せて考慮すると、本件開示請求の時点で、請求に係る録画記録が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、請求に係る録画記録を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

オ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、本件診察で、審査請求人について要措置と判断し、これを告知した指定医の氏名が記載されている。

実施機関の説明によれば、措置入院制度は本人の意思に関わらず強制的に入院させる制度であることから、本人が当該措置に納得していないことが一般的に想定されるとのことである。このことを踏まえると、当該指定医の氏名を開示することにより、診療録における記載内容の真偽や詳細を確かめるため、審査請求人

が当該指定医に対し、職務への干渉・妨害となるような行為を行うことが予想されるとともに、これにより当該指定医が萎縮して診療録の記載内容を簡略化、消極化するなど、精神障害者の医療や保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2及び3には、実施機関と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。

当該情報を開示することとなると、〇〇病院と関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれることで、今後、患者の治療や支援等に関して十分・円滑に協力を得られなくなることも想定され、精神障害者の医療や保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2及び3は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

本件対象保有 個人情報	本件 非開示 情報	該当 ページ	該当箇所	非開示 条項
患者診療録一式 (ID:〇〇。付 属書類を含む。)	1	8ページ	入院形態情報に記載さ れている精神保健指定 医氏名及び告知医師名	条例16条 2号及び 6号
		11ページ	緊急措置入院の告知を した医師（精神保健指 定医）氏名	
	2	9ページから 10ページまで	救急記録カルテ（〇年 〇月〇日〇時〇分）の 一部	
	3	28ページ	診療経過記録（〇年〇 月〇日〇時〇分）の一 部	